

奈議調第 号  
令和 年 月 日

奈良市長  
仲川元庸様

奈良市議会議長  
大西淳文

### 議会議員の議員報酬の額について（申し入れ）

本市の議員報酬の額は、議会基本条例において、「議員報酬は、社会経済情勢、本市の財政状況、類似する他市の議員報酬等を勘案し、議員の活動状況を反映することを主眼に定められなければならない。」と規定しているところですが、地方自治法に基づき附属機関として設置されている奈良市特別職報酬等審議会の答申を受けて平成26年4月に改定して以来、据え置かれています。

この間、議会としては、本市の財政状況等を踏まえ、一定期間の時限的な措置として、議員報酬の額について、10%の削減及び2%の削減を行ってきました。

このたび、議会の改革を進めるべく設置されました議会改革推進特別委員会において、議員報酬の額について、現下の社会経済情勢等に鑑み、どうあるべきかを根本的に検討する必要があるという認識の下、奈良市特別職報酬等審議会からの答申を踏まえ、協議を行うことで合意に至りました。

つきましては、本市の議員報酬の額について、外部の委員による第三者的立場から審議していただくため、奈良市特別職報酬等審議会へ諮問されるよう申し入れます。